

「小規模事業者持続化補助金（コロナ特別対応型）」における圧縮記帳等の適用
について

令和3年2月26日

独立行政法人 中小企業基盤整備機構

令和二年度補正「小規模事業者持続化補助金（コロナ特別対応型）」は、独立行政法人中小企業基盤整備機構から補助対象者に交付されるものであり、直接的には国から補助対象者に補助金が交付されるものではありませんが、所得税法第42条又は法人税法第42条に規定する国庫補助金等に該当し、他の要件も満たす場合には圧縮記帳等の適用が認められます。

なお、当該補助金のうち固定資産の取得に充てるための補助対象経費については、圧縮記帳等の適用が認められますが、固定資産の取得以外に充てられた部分の金額については、所得税法第42条又は法人税法第42条の規定の対象外となるため、圧縮記帳等の適用は認められません。